

## 目 次

### はじめに

#### 途上国における知的財産関連人材の育成の在り方に関する委員会名簿

．評価の対象となる人材育成事業・・・・・・・・・・・・・・・・	1
．当該事業の評価・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1．事業評価のために収集したアンケート等のデータ	5
2．長期的な観点からの評価方法と評価	7
3．短期的な観点からの評価方法と評価	15
4．総合的な評価と今後の事業評価について	16
．これまでの研修の成果を踏まえて、今後検討すべき事項・・・・・・・・	18
．先進国の途上国研修実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1．国際機関	22
1-1．世界知的所有権機関（WIPO）	22
1-2．世界貿易機関（WTO）	26
1-3．国連貿易開発会議（UNCTAD）	28
1-4．経済協力開発機構（OECD）	28
2．欧州	28
3．英国	39
4．米国	40
5．オーストラリア	43
6．韓国	44
7．その他諸国	46
7-1．フランス	46
7-2．ドイツ	47
7-3．中国	47
資料編 目次	49